

令和7年度第1回多治見市の国民健康保険事業の運営に関する協議会

日 時 令和7年6月24日（火）14時00分～15時15分
場 所 多治見市役所駅北庁舎 4階第1、第2会議室
出席委員 市橋栄子委員、伊藤三徳委員、岩本眞知子委員、奥村孝宏委員、加藤高久委員、
倉橋誠委員、柴田ひとみ委員、仙石三喜男委員、棚垣恵美子委員、
樋崎恵子委員、豊田正康委員、夏目交授委員、成田康弘委員、吉村健一委員
（あいうえお順）
欠席委員 今井裕一委員、近藤泰三委員
事務局 金子淳市民健康部長、大竹康文保険年金課長、
河野郁文給付グループリーダー、虎澤智子年金国保グループリーダー、山田浩昭
収納グループリーダー
畑佐枝里子主査

14時00分開会

部 長	本日はお忙しい中お集りいただき誠にありがとうございます。市民福祉部長の金子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。 議事に入るまでの進行を務めさせていただきます。 はじめに、市長からあいさつを申し上げます。
市 長	皆さま、改めましてこんにちは。本日は令和7年度第1回多治見市の国民健康保険事業の運営に関する協議会の開催にあたり、委員の皆さまには大変お忙しい中ご参集を賜りましたことに厚く御礼申し上げます。まず私から令和7度の多治見市の保健事業や健康づくりの事業に対しての政策の一端をご紹介します。 1つ目は、18歳までの医療費の無償化を今年度からスタートさせていただいております。これは全国的に子育てや子ども支援において非常に重要な政策でありましたので、私も自分自身の公約にも掲げさせていただきましたが、折り返しの2年が経過し、しっかり周知をさせていただいた結果、今年度からスタートができました。 2つ目は、紙の保険証廃止への対応です。マイナ保険証をお持ちでない方の保険証が12月1日に有効期限を迎え、従来の紙の保険証が資格確認書に切り替わります。利便性の高いマイナ保険証の利用促進に力を入れていきますが、とはいえ、高齢者の皆さんやマイナ保険証を持っていない方々についても丁寧に説明していきたいと思っております。 3つ目は、健康づくりの事業の拡充です。 1つ目は、無料の節目歯科健診の対象を広げさせていただきました。若い方にも受けていただけるように20歳からスタートさせていただいております。

		2 つ目は、奥村議員からも再三質問していただきましたが、带状疱疹ワクチンも 65 歳からスタートすることになりました。 さらには、子育ての部分では、1 カ月児健診の費用の助成もスタートさせていただき、市民全体を健康の枠組み中においてしっかりとサポートしていく体制が整ったと思っております。 全体の話としては、国民健康保険は被保険者の減少、さらに 1 人当たりの医療費の増加等により、引き続き大変厳しい財政状況となると思います。厚労省では、都道府県単位で安定な財政運営を確保するために、令和 6 年度に保険料の水準の統一化加速プランを改定し、保険料の水準の統一化の加速を進めております。本市も岐阜県内の保険料の水準の統一化の流れを受け、令和 8 年度には岐阜県が示す保険料の水準に達するように今年度も保険料についてご審議いただきます。委員の皆様方におかれましては、各代表ということで様々な角度からいろんな部分でご意見をいただきながらしっかりと議論していただき、また今後も貴重な意見を挙げてきていただけることをお願い申し上げ、冒頭の挨拶に代えさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。
部	長	本日の協議会は、定数 16 人中、14 人のご出席をいただいておりますので、「多治見市の国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第 8 条（出席 1 / 2 以上）」により、この会議が成立したことを報告いたします。 また、前回 2 月の協議会の後、5 名の委員が交代されておりますので、ご紹介いたします。 （委員 紹介） どうぞよろしくお願いいたします。 本来でしたらお一人ずつ委嘱状をお渡しするところですが、本日は時間の関係で机上に配布させていただいておりますので、あしからずご了承ください。 次に、本日会議に出席しております事務局職員をご紹介します。 （事務局職員 紹介） 以上、どうぞよろしくお願いいたします。
市	長	それでは、市長から本運営協議会へ諮問書をお渡しします。 （市長が諮問書を読み上げ、会長に渡す。）
部	長	市長におかれましては、他の公務のため、ここで退席となります。
市	長	（退席）
部	長	それではこれより議事に入ります。進行は会長に交代します。
会	長	改めまして、こんにちは。先ほど市長より諮問書をいただきました、市議会議長の仙石と申します。よろしくお願いいたします。2 年間委員長としてしっかりと勤めてまいりますので、よろしくお願いいたします。今日から市議会より市議会副議長の奥村さんと厚生環境教育常任委員長の成田さんが新たに参加させていただきますので、お世話になりますが、よろしくお願いいたします。 それではこれより、令和 7 年度第 1 回多治見市の国民健康保険事業の運営に

	関する協議会を開催させていただきます。 審議に入ります前に、本会議につきまして、「多治見市情報公開条例第 23 条」の規定により、公開の対象とすることとします。傍聴人に関しては、事務局より「ない」旨を確認しています。よろしいでしょうか。
委 員	異議なし
会 長	それでは、傍聴なしということでこれを進めさせていただきます。 本日の会議録署名者に、吉村健一委員および成田康弘委員を指名します。よろしく願いいたします。 それでは、これより諮問された議題に入ります。「議第 1 号 令和 6 年度多治見市国民健康保険事業特別会計決算（案）について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
事 務 局	（議案 1 について説明）
会 長	ただいまの説明について、質疑、ご意見等ございましたら、挙手をお願いいたします。
委 員	5 ページの財政調整基金について、令和 2 年度の 935,917,000 円から令和 6 年度には 365,763,000 円まで減ってしまっていますが、大丈夫でしょうか。いつまでもつのでしょうか。ゼロにしないための方法は何か考えていますか。
事 務 局	まず 1 点目に、令和 4 年度以降の取り崩し額が大きい理由として、保険料を大幅に上げず、段階的に上げていくための財源として、基金から取り崩しを行っております。 今後基金の方針と保険料軽減の方針につきましては、令和 7 年度で保険料軽減策の取り崩しは終了となりますので、令和 8 年度以降につきましては、基本的には残高を維持する形となります。何か突発的なものがない限りは新たに取崩すことは今のところございません。
委 員	協会けんぽです。いろんなところの運営協議会に出させていただいて、多治見市はまだ繰越金や基金があるほうなので、実質ゼロの自治体もあるかと思えます。 先ほど市長さんもおっしゃっていたように、令和 8 年度から県の水準に合わせていく方針ということですが、広報とかはやってみえるかというのが質問です。今は長期的な緩和措置をしているが、今後保険料が上がっていくことが予想されます。こういったことを広報されたほうがいいのではないかという意見と質問です。 もう一つ素朴な質問で、多治見市は岐阜県の中では所得も高いほうだと思いますし、人口もあまり減ってないほうかと思いつつ、資料によると、総人口は 1,332 人減少、被保険者に関しては、1,113 人減少となっており、主には後期高齢者への移行によるものかと思いますが、その内訳などがありましたら参考にさせていただきたいです。大雑把な数字で結構です。
事 務 局	まず 1 点目に、今後の国保の財政的な面についての周知方法として、市民の方々に対してはホームページ、また議会などでもきちんと説明していく予定です。

	す。
	2つ目は、令和6年度の詳細な異動についてはこれから調査しますが、令和5年度の実績を見ますと、だいたい転入が4,000人、転出が5,200人、そのうち、後期高齢者への異動が1,600人ほどあります。ちょうど今年が、団塊の世代の方が後期高齢に移行する最終年となると思います。
委 員	よくわかりました。課長さんからご説明あった通りホームページで広報するということですが、協会けんぽも通常今までは、今年度の事業だけを説明する形でしたが、新たな事業については向こう3年の計画を示すようになりました。今年やろうと思っても来年からできないことはたくさんあります。多治見市さんも新しい政策をたくさんやってらっしゃるので、そのような形でやられるといいと思います。
委 員	前年度の決算資料と比較して疑問がありますが、当初予算は本運営協議会で承認されたと思いますが、例えば基金繰入金の当初予算は100,000,000円だったと思いますが、今回決算で234,183,000円となっており、なぜその金額になったか、その経過がわからないので、予算額と決算額、その増減を丁寧に説明した文で示していただくとより分かりやすいと思いますが、どうでしょうか。
事 務 局	まず昨年の会議資料につきましては、いくつか変更させていただきました。資料をなるべく多くしないという観点でまとめさせていただきました。また他の自治体の資料も参考にしながら作らせていただいております。特に決算につきましては、前年との違いを確認していただくのが一番いいかと思いましたが、今回はこのような形をとらせていただきました。
委 員	せっかく事前に資料を送っていただいているので、歳入歳出の増減の大きいものを文章で説明していただくと、会議に出るまでに確認ができるので、そのほうが委員としてはより分かりやすいと思いますが、いかがでしょうか。
会 長	ご要望に対し、何かご見解はありますでしょうか。
事 務 局	皆さんのご意見を聞きながら、より良いものにしていきたいと思います。
会 長	何か資料がありましたら、後付けでもいいので配ってあげてください。お願いします。
委 員	4ページの令和6年度の不納欠損額と欠損件数について、事由別がわかれば教えていただきたいです。
事 務 局	一番大きいのが、執行停止期間中の時効完成による欠損で11,300,000円ほどとなっております。あとは生活困窮がお二人で25,000円ほど、行方不明・資格喪失等が1件で15,000円ほど、死亡の方が3名で864,000円が主な内訳となっております。
委 員	高額介護合算について、資料の後ろのほうで説明がされていますが、私自身初めて知りました。医療と介護の合算額で一年間の上限を超える分を療養費として支払う費用とありますが、こういう制度があったことを知らなくて、金額見てもそんなにたくさんではなかったもので、まだ知らない方がたくさんいるのではないかと感じますが、このシステムはどのようなになっているのでしょうか。

会 長	これについて、わかりやすく説明をお願いします。
事 務 局	簡単に説明しますと、医療費が高額だった世帯に、介護保険の受給者がいる場合で、国保と介護保険の限度額適用後に年額の合計が一定の水準を超えた時に世帯主の方に支給するというものとなっております。ホームページや国民健康保険のしおりにも書いていますが、該当者の方にはお手紙を送るという手順を取っております。
委 員	それは本人が申請しなくても、市から直接支給されますか。
事 務 局	該当する方は市の方で把握でき、一年間にどれだけお支払いになったかこちらで把握しておりますので、こちらが申請書を作ってお送りしております。申請書に名前など必要事項を書いていただいて返送いただいて支給するという手続きをしておりますので、取りこぼしなどはないように進めています。
会 長	対象者は実際、どれくらいお見えになるのでしょうか。
事 務 局	手持ちに資料がありません。
会 長	後ほど資料をお願いします。(後日、委員に資料を提供)
部 長	すごく簡単に説明をしますと、該当された方にはご案内が行くので、市役所に来ていただいて、申請手続きをしていただくとお金が返るということになっています。 イメージとしては、一人は要介護5で、有料老人ホームに入り、医療と介護はリミットまで使う。もう一人は居宅で、ヘルパーなどの居宅介護と、医療は月に2回定期受診をしているくらいですと、該当になって案内が来ます。高齢の方で、二人世帯で、お二人とも医療も介護もしっかり使っていらっしゃるような方にはだいたい案内が行くのではないかと思います。お一人だけ介護を使っていらっしゃっても、もう一方はすごく元気ということであればリミットまでいかに案内が行かないかもしれません。そのようなイメージでこの制度は運用されております。
委 員	申請に来ないと給付されないということですよ。申請に来られない場合はどうなりますか。近くに家族や子どもさんがいらっしゃれば手続きすることはできると思いますが、それができない方は給付なしということですか。例えばケアマネージャーさんなどが代理で手続きすることは可能ですか。
事 務 局	大丈夫です。
会 長	他にありましたら、お願いします。
委 員	(なし)
会 長	ご質問がないようですので、本案については了承したいと思います。ご異議ございませんか。
委 員	異議なし。
会 長	ご異議もないようですので、本案については、了承することに決しました。

	次に「議第 2 号 令和 7 年度多治見市国民健康保険料の料率（案）について」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。
事務局	（議案 2 について説明）
会長	ただいまの説明について、ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。
委員	保険料がどんどん上がっていますが、市民の皆さんはわかっていらっしゃるでしょうか。私たちはここで賛成して保険料が上がっていきますが、市民の皆さんが知らない間に保険料が上がっているのを、どうやって周知しますか。あらかじめこれだけ保険料が上がるということを広報しているのでしょうか。どうしてこれだけ保険料が上がるのかと聞かれたときに、納得できる説明があるといいと思います。
事務局	国保の財政につきましては、やはり厳しいものがありますので、保険料の上昇については、今後も上昇傾向となります。その辺につきましては、ホームページや広報などで周知をしていきたいと思います。
会長	ホームページという言葉が出ていますが、なかなか市民の方はホームページだけでは理解が深まらないと思うのですが、周知の方法として他の方法など、改めてお考えや計画があればお示しいただければわかりやすいと思いますがいかがでしょうか。
事務局	一つの例ですけれども、ご自身でホームページにアクセスするのは難しい可能性がありますので、例えばある通知書に QR コードを設けるなど、デジタル化を使って少しずつ宣伝していきたいと思います。
会長	お年の方々には難しい作業かと思いますので、もっと簡単な方法で周知ができればいいかと思います。
委員	いま、くらし人権課でデジタル回覧板というものがすごく周知されていて、区長会でも周知され、私の区では区民の皆様には情報公開するようにしています。私も登録して使い始めましたが、結構活用できます。区の皆さんにも周知をしましたが、うまくできないこともありますので、ひとつひとつ丁寧に説明して、デジタル回覧板で周知することで広報できると思います。そういうことを市が率先してやっていただける、また、区長会を通して PR をする政策もいいかと思います。
事務局	デジタル技術をうまく活用していくことも一つの方法かと思いますので、国保の財政状況のお知らせやいろんな市の政策の周知にも活用できるかと思うしますので、検討していきたいと思います。また、広報等できちんと説明していくのも大事かと思うので、いろんな媒体を使って周知、説明をしていくという方針で行きたいと思っております。
委員	広報は、皆さん最後までご覧になってみえますか。自分が関係するところは見るとは思いますが、なかなか見なくて、先ほどの話も私は知りませんでした。広報も確かにいいですが、例えば回覧板とかで回ってきたら、だいたいは目を通します。町内会に入っていない方も多いたと思いますが、回覧板で

回ってきたほうがわかりやすく見落としがないかと感じます。

事務局 町内回覧につきましても、ある程度ルールがございますので、そのルールに基づいてできるものについては対応するという形になります。

会長 いろんな方法がいま示されましたので、ご検討ください。よろしくお願いいたします。

委員 もしかして違うかもしれませんが、広報の後ろの QR コードを読み取ると、市の広報とかが読み取れるとお聞きしたのですが、そういうものはありますか。

事務局 広報が手元にないので、後ほど確認しておきます。

委員 もしそういうものを読み取って、市のことがわかるようでしたら、そこでもお知らせすることができるかと思います。

会長 何らかの形で考えてみることは大事かと思しますので、ぜひご検討ください。その他ございませんでしょうか。

委員 (なし)

会長 では、議第 2 号についてご質問もないようですので、本案については了承したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

委員 異議なし

会長 ありがとうございます。ご異議ないようですので、本案については了承することに決しました。議事は以上でございますが、続きまして事務局から報告事項として、特定健診および特定保健事業について事務局から説明をお願いいたします。

事務局 (報告事項について、資料に基づいて説明)

会長 ただいまの、「報第 1 号 特定健診・保健事業に関する報告」について、ご質問、ご意見等がございましたら挙手にてお願いいたします。

委員 特定健診ですが、率が低いとペナルティがかかるというお話があった記憶がありますが、現在そういう制度はありますか。ある基準より低いとペナルティがかかるということはあるですか。

会長 河野リーダーまた調べて、後ほど伝えてあげてください。

事務局 はい。

委員 特定健診の受診率を見ますと、だいたい 40%前後であり、ここが一つの境界みたいになっていますが、クリニックさんとかを受診していなくて、特定健診を受けていなく、状態がわからない人はかなりみえるのですか。

事務局 本年度の対象者はいまからデータを分析して出すところではありますので、何人かというデータはまだありませんが、一定数の方がいらっしゃり、例年 130 人から 150 人ほどいらっしゃいます。

委員 例えば、そういう方に対して、保険年金課としてはそういう状態がわかった

	ほうがいいわけですね。例えばそういう方に対しては、第1回無料キャンペーンみたいなもので、受診勧奨をより進めていくなど、そういうことをやったかどうかと思いますが、いかがでしょうか。
事務局	受診を今までされたことがなく、なおかつ病院にも行ってらっしゃらない方は、やはり健診を受けていただきたい方ではありますので、いまの多治見市ですと、40歳と50歳で無料のご案内をさせていただいていますが、今のご意見を参考にさせていただいて、ある一定の条件の方でしたりとか、そういった対象者の方には今後も健康をみていただくために検討していきたいと思います。
会長	私からも一言、これについては前も打ち合わせで提案したのですが、やはりこれから医療費はどうしても増えるばかりですので、特定健診の受診率をアップさせることが最大のテーマだと思います。インセンティブをつけて、市民の方に、魅力のある特定健診をぜひアピールしていただいて、みんなが受けていただけるように工夫しないと、ずっと40%前後を維持していますので、大きく変えることをぜひチャレンジしていただきたいと切実に思います。毎度気になっていますけれども、この数値はほとんど変わってないと認識していますので、80%、90%を目標にするような政策を市としても押し出してください。ぜひ私からも提案です。よろしくお願いいたします。
部長	お答えに窮したあたりについて、若干の簡単な補足をさせていただきます。 まず、特定健診の受診率等がペナルティを課せられるか否かのお話についてですが、ペナルティは課されないかもしれませんが、決算を見ていただきますと、中ほどに「特別交付金 保険者努力支援」というのが県負担金のところがあり、この、県からもらえるお金が減らされる可能性はあります。要するにお得がなくなる。ペナルティを課される、罰があるというよりかはお得が減らされることはあり得ると思います。 これが何に影響してくるかという、県に収める納付金です。この納付金はどういうものかという、皆さんがお使いになる医療費が県を経由して医療機関に支払われますので、すごく乱暴な言い方をすれば、これが全国健康保険被保険者の方が使った医療費と思っていただけると、簡単な説明になります。この年額の医療費を払うために保険料を頂戴するわけですが、これを支払うために先ほどの県から頂ける交付金や補助金など、そういった他の財源のお金をまず支払いに充てて、それで支払いきれない分を全部保険料から頂戴することになるので、特定健診などで県からの交付金が減らされると、皆様から頂く保険料を余分に頂戴しないと年度の医療費が払えないということになります。この医療費は皆さんがお医者さんにかかればかかるほどどんどん高くなっていきますので、健診を受けていただく等で健康でいていただくと、出ていくお金も減るし、トータルで考えると、皆様の保険料が過度に上がっていくことの抑制にもつながるということになります。簡単ですが、全体の補足説明といたします。
会長	もし、皆さんの努力で受診率が70%、80%となったときは、「特別交付金 保険者努力支援」の金額はどれくらい上がりますか。

部 長	そこまで把握しておりませんが、この額は、いただけているほうなので、今よりも受診率が下がったりすると、これが減ってしまい、結局皆さんの保険料から頂戴をしないといけなくなるので、もう少し受診率を上げると、保険料が上がるのも抑制できるかと思いますが、標準保険料率とは、多治見市が使っている医療費を払うためには、このくらいの保険料率を設定しないと払えないですよと県が計算してくれたものです。その基準で保険料を頂戴しないために基金を入れて若干お安く進めてきたのがこれまでです。令和８年度以降はまったく県が示すとおりに保険料率を設定させていただきますので、県が納付金として支払ってくれと言っているお金を減らせれば保険料はあまり上がらなくて済みます。それはどういうことかという皆様が健康でいていただいて、医療費をなるべく抑制することが県の標準保険料率をあまり上げないことにつながります。そのためには、先ほど会長がおっしゃったように、特定健診をしっかり受けていただいて、健康管理に努めていただいて、元気でいていただくことが結果的には医療費の抑制、保険料の抑制になって、皆様の利益になって返っていくということでございます。
委 員	特定健診とは、何の検査がありますか。
事 務 局	血液検査、尿検査、後は問診等になります。結果の値に応じて、心電図の検査が必要な方は行っています。
委 員	私も血圧が少し高いので、定期的に血液検査などを行っています。例えば健診しなくてもいいという方もいると思いますが、その辺の関係で数字も少ないのですか。病院に定期的にかかっているから行かないという方もいらっしゃると思いますが、どうですか。
事 務 局	そうですね。一定数の方は病院に定期的にかかられている方がいらっしゃると思いますので、そういった方に、受診券の中に情報提供してくださいというご案内を同封させていただいております。定期的な検査で特定健診の項目を網羅されている方もいらっしゃるので、情報をいただくと受診率アップにもなります。ただ、病院に通ってらっしゃらない方も一定数いらっしゃると思いますので、情報提供いただけるように周知はしています。
委 員	提供していただけるのは病院側ですよね。同意は必要だと思いますが、病院側の方から市の方にお知らせが行くのですか。
事 務 局	病院側から頂くこともありますし、市民の方から結果を持ってきていただくこともあり、両方承っておりますので、ご自身で定期的に受けていらっしゃる方は保険年金課の窓口や地区事務所に結果を持ってきていただくことをお願いしています。
会 長	もしそういう方たちが受診率を下げる要因になっているのであれば、どれぐらいの割合なのか精査していただいて、私たち議員もドック受けているので、よく届出をしています。一般市民の方の中にも今おっしゃったようなことで受診率が上がることがあれば検討することがあるかと思いますが、よろしく願いいたします。

委 員	まったく的外れかもしれませんが、冒頭で市長がおっしゃられた带状疱疹ワクチンについて、選択肢が2つあり、2回打って2万円2万円で4万円のものと、1回きりで8,000円のものどちらにしますかと言われ、わからないのでとりあえず1回のもので打ちましたが、どのような仕組みになっていますか。
委 員	高い方と安い方で免疫を持つ期間が違ってきます。私は50歳以上の人は全員受けられるようにしてほしいですが、多治見市は65歳から5年刻みでしか受けられなく、これは国がやるものをそのままやっているだけなので、例えば55歳の人や64歳の方は、打つことはできますが、補助はいただけないです。私も今年66歳なので受けられるのは70歳です。私がずっと議会で言っていたのは50歳以上の方で希望する方はどなたでも受けられるようにすればいいと思いますが、補助を出せばそれだけお金がかかるので、考えた結果、この制度が4月から始まっていると理解していますがよろしかったでしょうか。
会 長	付け加えますと、私は今年75歳なので対象なのですが、一方は1回あたり21,000円程度で2回打たないといけません。そのかわり約9年以上もちます。それについては1回あたり7,800円の自己負担で済みます。もう一つの生ワクチンの方は約8,000円前後で、1回でいいですが、その代わり約5年程度もつということで、若干短いようです。どちらを選ばれるかは、ご自身で判断していただくということですが、今回一番大きなポイントは、その年打てないと、次の5年間補助がないということです。今年75歳で受けなかったら、次80歳まで受けられないということ、その辺の周知が非常に難しいところです。国は補助金を出しますと言っていますが、国は多治見市に補助金を出して、多治見市が多治見市の政策の中で補助を行うというルールです。補助額は自治体によって差が若干あるというのは間違いないと思います。皆さんに聞かれたら正しく教えてあげられるのが一番いいですが、なかなか難しいと思います。
委 員	ワクチンは自費だと8万円くらいかかるということを見たことがあるのですが、多治見市は実際かかる金額と補助の金額がいくらかというのを教えていただけないですか。
部 長	多治見市の事業ではあるのですが、我々は携わっておりませんので、詳細については責任あるお答えをこの場ではいたしかねます。もしご興味があればお電話でも構いませんので、保健センターへお気軽にお尋ねいただけたらと存じます。今ここで責任あるご回答致しかねるものですから、恐縮ではございますが、お答えは控えさせていただきます。
会 長	この件については、保健センターの方へ対象者の方から多くの問い合わせが来ていると思いますので、聞いていただけるといいと思います。間違っても恐縮でございますので。これは8万円もしません。高い方は1回あたり21,000円程度で間違いないと思います。
委 員	肺炎球菌ワクチンというものも、65歳定点でしか案内が来なくて、その人に市から案内が来ますので、案内が来たら次の誕生日がくるまでの65歳の間だったら指定のクリニックで打てますよというものがあると思いますが、带状疱疹も同じような仕組みで、該当する人には案内が来て、来ない人は該当じゃな

	いということになるかと思います。
会 長	その他よろしいですか。
委 員	(なし)
会 長	では、ないようですので、以上で提案されました議事等はすべて終了いたしました。本日の議案の内容を踏まえまして、議案以外にご質問等ありましたらこの際お聞きしていただいても結構でございますので、何かこの場で確認したいこと、お聞きしたいことありましたら挙手にてお願いいたします。
委 員	保険料率のところ、聞き漏らしたことですけど、令和８年度から県の料率と同額にするという考え方ですが、令和８年度は県の標準保険料率が決まっていないわけですよね。そうしますと、資料に令和６年度と令和７年度の標準保険料率がありますが、令和８年度はこれよりも高くなる可能性があるということですよね。そうすると、基金の残額を令和８年度以降は維持したいということでしたが、県の料率が上がれば基金にも影響してくるということでしょうか。
事 務 局	まず、標準保険料率につきましては、例年１月に決定する予定です。傾向としましては、一人当たりの医療費が増加傾向ということと、被保険者数が減少傾向というようなことから、今年度と同じような上昇傾向が考えられます。ただ、基金につきましては、県の標準が上がったからといって、基金を来年度も使うということは今のところ考えておりません。こちらは段階的に令和７年度まで、基金を取り崩していき、緩和を行っていくという方針でやってきましたので、今のところはそういう方針でございます。
委 員	そうすると、料率がもし上がった場合は、保険料でカバーするという考え方でよろしいですか。
事 務 局	はい、保険料で国保財政を賄うということになります。
会 長	その他、この際お尋ねしたいことなどありましたらお願いします。よろしいでしょうか。
委 員	(なし)
会 長	それではないようですので、本協議会は今回の諮問にあたり、本日の審議に基づき賛成をする旨、答申を行うものといたします。
	以上、これを持ちまして、本協議会を閉会いたします。

以上

15 時 15 分閉会

令和 7 年 6 月 24 日

議事録署名者

委員

㊟

委員

印